

# 現代韓国社会における親教育の政策的推進

—親教育テキストの質的内容分析を中心に—

比較教育社会学コース 柳 煌 碩

The Parent Education Policy in Contemporary Korean Society:  
A Qualitative Content Analysis of the Textbooks of Parent Education

Hwangseok RYU

The purpose of this study is to analyze the parent education of contemporary Korean society which is actively promoted as a social policy. Through the detailed analysis of 9 official textbooks and pamphlets for the parent education, we found that as follows: 1) There are 11 groups of issues in the parent education, and it's composed by 51 units. 2) There are 3 logics to corroborate the contents of parent education, 3) The 3 logics are reduplicatively distributed in the parent education. Finally, we consider the problems of the parent education policy and discuss the parent education from the sociological perspective.

## 序論

我々は子どもができて初めて親になる。その際、いかに子どもを育てるか、あるいはいかに子どもを教育するかという問題に対して、それに必要な態度や知識、または具体的な実践法を入手する経路は多様である。時には親の社会経済的地位が、時には親を取り巻く文化や社会的規範が、あるいは親自身が持つ価値観や期待が、親役割の遂行（parenting）のあり方を大きく左右するだろう。

近代化された今日の社会においては、親は子どもの養育・教育に関する一次的責任を持つという認識が支配的である<sup>1)</sup>。それ故、家庭で行われる養育やしつけ、教育は、子どもの発達や社会化に重要な役割を果たすとされている。特に比較的年齢が低い子どもに対しては、親の言動や態度の重要性が認識され、社会的な要請も次第に大きくなりつつある。

親教育<sup>2)</sup>は、基本的に上述した親の役割に対する認識に基づき「親に対して子育てに関する知識や技法を教え、親子関係・家族関係・子どもの認知発達の改善を図る取り組み」として捉えることができる。こうした親教育は、欧米先進諸国、特にアメリカにおいて、民間団体による活動がその中心を成してきた<sup>3)</sup>。それに対し、本研究で対象とする韓国社会の親教育（「父母教育」）は、政府の主導のもとで政策的に推進・実施されているという特徴がある。後に詳述するが、親

教育に対する政策的推進は、2008年に発足した李明博政権から現政権である文在寅政権まで、全国的な規模で実施され続けている。

本研究では、韓国の親教育に焦点を当て、政府機関が発行・公布している親教育テキストの内容を社会学的観点から分析する。その上で、どのような内容が、どのような論理に基づいて求められているのかを検討し、親教育によって要求される親役割について考察する。こうした本研究の試みは次のような必要性に基づいている。

第一に、政府による「トップダウン型」の親教育が持つ権力性や政治性が明白にもかかわらず、本格的に実施されてから10年の間、韓国の親教育に関する国内外の社会学的分析は存在しない。第二に、育児言説研究として民間のメディアに注目した研究は存在するものの（柳 2015, 이재경 2003）、公的な機関から発信される育児言説に関する研究は、政府関連研究機関による報告書レベル（しかも親教育の普及や制度化を目指すものがほとんどである）に留まっている。

本稿の構成は次の通りである。第1章では、韓国における親教育の政策的推進の前史および現状を検討する。第2章では、本稿で取り上げるデータと分析方法について説明し、第3章と第4章では、韓国の親教育政策の内容を分析し、社会学的文脈に依拠しつつ本研究の分析結果をまとめる。

## 1. 現行親教育政策の前身および現状

ここでは、現代韓国における親教育の内容を具体的に分析する前に、まず韓国の親教育が政策的導入された経緯を概観すること、そして実施状況とその親教育政策の法的な根拠を検討することにしたい。

### A. 李明博政権以前（～2008年）

韓国における親教育は、戦後から登場したとされる。しかし戦後の韓国における親教育は、近年まで母親団体やPTAの一活動として行われていたものがほとんどであり、それらが扱う親教育の内容は範囲が狭く、消極的なものであった（이순형 他, 2010）。

一方、昨今の韓国では政府主導の親教育が極めて活発に実施されている。韓国における親教育の政策的推進、特にそのための法的整備は90年代後半から始まっていたと言える。韓国では1997年、戦後日本のそれを骨子とした「教育法」に大幅な改正を実施した「教育基本法」が制定された。その中で「教育当事者」が一つの重要な概念となり、改正された教育基本法の第十三条において「保護者」が規定され、子どももの教育や養育に関する親の一次的な義務と権利が明確化された。また、2005年には「健康家庭基本法」が制定された。これによって、家族のあり方が新たに定義され、「健康家族」で概念化された家族を福祉政策の中心とする性格が強まった。「健康な家族」を定義した本法案では、家族成員（夫婦間、親子間）の平等性と「家族」の定義上の多様性が強調された。まず、戸主制廃止といった戸籍法や離婚や親権などの家族法の改正が行われ、その後ひとり親家族や多文化家族を範囲に入れた家族支援政策も進められた。そんな中、健康家庭基本法の32条においては、「健康家庭教育」の実施が条文として設けられ、行われるべき「健康家庭教育」の一環として親教育が明記されたが、積極的に実施されることはなかった。

### B. 李明博政権（2008年～2013年）

2009年には中央政府に「学父母支援課」が設置され、親を支援する政策が政府主導の下で実施されるようになる。その一環として「親教育（「父母教育」）」が取り上げられ、実施されるようになった。これが韓国における公的な親教育の始まりである。

新自由主義的性格の強い李明博政権の教育政策においては、「教育需要者としての親」が重要なキーワードとなっていた。親教育の政策的推進も「教育需要者

としての親」の教育満足度（私費教育軽減、入試対策情報の提供、教育選択権の拡大など）の向上を図った政策として始められた（이명희 他 2013）。李明博政権から始まった親教育政策は、そうした市場原理に基づく理念が中心にあり、「学校—親」という側面に焦点が置かれていた。当時の教育部が定めた「学父母政策」の目標は次の4つであった（교육과학기술부 2009: 1-2）。

- ①教育基本法に基づいた親の権利と責任を強化し、その役割遂行を支援すること。
- ②核家族化・共働化・ITメディアの拡大など社会状況の変化に応じた親の教育的役割遂行のための力量強化を支援すること。
- ③大学入試に偏った教育風土の中で、子どもが正しい人性（人格）を持って成長できるよう、親が認識を改善するよう誘導すること。
- ④教育需要者として、公教育に対する親の教育参与を強化・支援すること。

親教育の政策的推進は、こうした「学父母支援政策」の下、各自治体に設置されるようになる「学父母支援センター」を中心的に実施されることになった。当センターでは、直接親教育プログラムの開発（講師の育成も含む）・実施が行われ、同時に全国の幼・小・中・高の教育機関においても親教育の実施が計画された。

しかし、その実施状況や範囲は、それほど積極的なものではなかったとされる（이명희 他 2013: 58）。というのは、この時期の親教育が対象としていたのは「父母（親）」ではなく、あくまで学齢期の子どもを持つ「学父母」であり、主に親の教育満足度や学校教育参加などが重点的課題とされたためだと考えられる。したがって、李明博政権の親教育は、トップダウン型の親教育プログラムが初めて政策的に進められたものとして位置づけることができる。

### C. 朴槿恵政権（2013年～2017年）

2013年発足した朴槿恵政権では、親教育の内容と実施の範囲・主体がともに拡大した時期であった（곽명선 2013）。前政権であった李明博政権と同様に保守派政権としての性格を持っていた朴槿恵政権は、教育政策の主たる理念を「公教育正常化」、「教育福祉拡充」、「能力中心社会」に定めた（제18대 대통령직인수위원회 2013: 7）。

朴槿恵政権の教育政策で注目すべきは、「公教育の

正常化」において「人性教育」が強調された点にある。これは、「正しい人格（「人性」）のある生徒を育てることが、公教育の正常化を実現に繋がる」とする認識に基づいたものであり、親による家庭教育や社会化の責任をより強めるものであった。実際に2015年には、家庭と学校、国家による「人格（「人性」）教育」を目指す「人性教育振興法」が制定された。後に詳しく触れるが、当法案の第二条においては、「礼・孝・正直・責任・尊重・配慮・疎通・共同」が目指すべき「人性」の項目として明示されている。こうした「人性」への政策的関心は、朴槿恵政権における教育政策および親教育の内容と非常に密接に関わっており、親教育の量的拡大（実施部署、実施対象、実施地域の増加）にも繋がったと考えられる。

## D. 現状

### 1. 実施状況

韓国女性政策研究院の集計によれば、韓国における親教育は大きく「生涯周期別親教育」と「家族特性別親教育」の2つに分けることができる。前者の場合、就学前（乳幼児）・初等教育（小学低学年、高学年）・中等教育（中学生、高校生、または青少年）などの区分を用いた子どもの成長段階や学年区分に合わせた内容となっている。2016年現在、26種類のプログラムが実施中であるという。後者の場合、DVや児童虐待、多文化家族、低所得家族、離婚家族などの特定の家族形態や状況を対象としており、2016年現在16種類のプログラムが実施されている（召소영 他 2016）。

親教育政策に最も体系的に取り組んでいるのは、教育部、保健福祉部、女性家族部である（その他、雇用

労働部、農林畜産食品部、未来創造科学部も親教育を実施しているが、その内容と対象は非常に限定的である）。この3部署は、それぞれ傘下の研究・開発機関（教育部：ソウル大学学父母政策研究センター、保健福祉部：韓国育児政策研究所、女性家族部：韓国健康家庭振興院など）において親教育プログラムを制作し、傘下の実施機関において全国的な実施を行っている。主な実施場所は、次のとおりである。教育部は、全国の学父母支援センター（92箇所）及び幼児教育振興院（13箇所）、そして全国の幼稚園や国公立学校などの教育機関で実施され、最も実施機関が多い。保健福祉部は、全国のドリームスタート<sup>4)</sup>センター（全国229自治体）育児支援センター（90箇所）で行われている。女性家族部では、全国の健康家庭支援センター（151箇所）および多文化家族支援センター（全国217箇所）を中心に親教育を実施している（召김 他 2016）。

韓国の親教育政策の現状および政策的課題をまとめた報告書（召소영 他 2016）では、2012年から2015年の間に約450万人が3部署の親教育プログラムに参加していると推定している<sup>5)</sup>。部署ごとの参加者数は、以下の通りである。

さらに、同報告書では、3部署が行っている親教育の対象を以下の表2のように比較している。2015年時点での分析ではあるが、各部署がターゲットとする親教育の対象を適切に表している。中でも、「就学前」の子どもを持つ親は3部署共に教育の対象となることが特徴であると言える。

二次資料を用いたものであるものの、以上のような実施状況からは、韓国における親教育の政策的推進が

〈表1 2012～2015年における親教育参加者数〉

|       | 2012年     | 2013年     | 2014年   | 2015年   | 計         |
|-------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|
| 教育部   | 2,614,214 | 1,370,482 | 706,982 | 227,794 | 2,459,736 |
| 保健福祉部 | 49,079    | 56,386    | 125,091 | 84,563  | 315,119   |
| 女性家族部 | 367,105   | 440,105   | 469,038 | 502,112 | 1,778,360 |

出典：召소영・송효진・신보영（2016：pp.27-33）を元に作成。

〈表2 部署別親教育プログラムの対象〉

|       | 妊娠・出産期<br>予備親 | 乳幼児期<br>就学前 | 学齢期    |        |      |    | 父親教育 |
|-------|---------------|-------------|--------|--------|------|----|------|
|       |               |             | 児童期    |        | 青少年期 |    |      |
|       |               |             | 小学校低学年 | 小学校高学年 | 中学校  | 高校 |      |
| 教育部   | —             | ○           | ○      | ○      | ○    | ○  | —    |
| 保健福祉部 | —             | ○           | —      | —      | —    | —  | —    |
| 女性家族部 | ○             | ○           | ○      | ○      | ○    | ○  | ○    |

出典：召소영・송효진・신보영（2016：pp.35）を元に作成。

次のような性格を持つことを示唆する。すなわち、韓国の親教育政策は、①特定の研究・開発機関によって体系的に、②全国的な規模で、③生まれる前の子どもから高校生までの子どもを持つ親を対象にしているのである。こうした特徴は、韓国の親教育が「トップダウン型」であるが故のものであるとも言える。次は、その「トップ」に当たる親教育政策の法的根拠を検討して行きたい。

## 2. 現在における法的根拠

2018年現在、上述の3部署はそれぞれの親教育を次のような法律によって実施している<sup>6)</sup>。教育部は、教育基本法第13条に則って、親を「教育当事者」と見なし、子どもの教育に対する親の教育権および責任、そして親の力量を向上させようとしている。現行の教育基本法の条文は以下の通りである。

### 第13条 (保護者)

①親または保護者は、保護する子女および児童が正しい人性を持ち、健康な成長を遂げるために教育する権利と責任を持つ。

②親等の保護者は、保護する子女および児童の教育に関して、学校に意見を提示でき、学校はその意見を尊重しなければならない。

また、先述の人性教育振興法もこの教育基本法の理念に基づいており、教育部長官が「人性」の項目の選定権を持つ(第6条、第10条)。この法案は、教育部以外の部署における親教育の内容の一つである「人性教育」とも密接に関わっている。人性教育振興法の目的や実施に関する主要な条文は以下の通りである。

### 第1条 (目的)

この法は「大韓民国憲法」における人間としての尊厳と価値を保障し、「教育基本法」における教育理念を背景に正しい人性を持つ国民を育成し、国家社会の発展に貢献することを目的とする。

### 第2条 (定義)

①「人性教育」とは、自らの内面を正しく、健全に磨き、他人・共同体・自然と共に生きるために必要な人間らしい品性と力量を育むことを目的とする教育を意味する。

②「核心価値・徳目」とは、人性教育の目標であり、礼・孝・正直・責任・尊重・配慮・疎通・共同などの心構えや人柄に関連する核心的な価値または

徳目を意味する。

### 第4条 (国家等の責務)

①国家と地方自治体は、人性を備えた国民を育成するために人性教育に関する長期的で体系的な政策を樹立し、施行しなければならない。

⑤国民は、国家および地方自治体が推進する人性教育に関する政策に積極的に協力しなければならない。

### 第5条 (人性教育の基本方向)

①人性教育は、家庭及び学校、社会の全てにおいて奨励されなければならない。

③人性教育は、学校と家庭、地域社会の参与と連帯の下で多様な社会的基盤を活用し、全国的に実施されなければならない。

次に保健福祉部である。保健福祉部における親教育は、幼乳児保育法に依拠している。保健福祉部の親教育の開発・実施を主に担当している育児総合支援センターもこれに基づく。幼乳児保育法において親教育と関連する主要な内容は以下の通りである。

### 第4条 (責任)

①全ての国民は幼乳児を健全に保育する責任を持つ。

### 第9条その2 (保護者教育)

①国家と地方自治体は、幼乳児の保護者に幼乳児の成長・養育方法、保護者の役割、幼乳児の人権等に対する教育を実施することができる<sup>7)</sup>。

最後に女性家族部で行っている親教育は、本章の冒頭で述べた健康家庭基本法に基づいて推進されている。「健康家庭」の定義とこの法案における親教育の実施に関する条文は以下の通りである。

### 第3条 (定義)

③「健康家庭」とは、家族構成員の欲求が充足され、人間らしい暮らしが保障される家庭を意味する。

④「健康家庭事業」とは、健康家庭を阻む問題(以下「家庭問題」と記す)の発生を予防し、解決するための様々な措置と家族の扶養・養育・保護・教育等の家庭機能を強化するための事業を意味する。

### 第4条 (国民の権利と義務)

②全ての国民は家庭の重要性を認識し、その福祉の向上のために努力しなければならない。

## 第9条 (家族解体の予防)

①家族構成員の全ては家族解体を予防するために努力しなければならない。

②国家および地方自治体は、家族解体を予防するための制度と施策を講究しなければならない。

## 第32条 (健康家庭教育)

①国家および地方自治体は、健康家庭教育を実施しなければならない。

②教育内容には次の事項が含まれなければならない。

- 1) 結婚準備教育
- 2) 親教育
- 3) 家族倫理教育
- 4) 家族価値実現および家庭生活管理教育など

現在、韓国における親教育の政策的推進は以上のような4つの法案、すなわち教育基本法、人性教育振興法、幼乳児保育法、健康家庭基本法の上に成り立っている。これら、「親を教育する」という政策的営みを裏付ける法案においては、次のような点が共通して強調されている。すなわち、①子どもの養育・教育に対する親の責任、②家庭の社会的・福祉的機能、③親・家庭の機能の向上と支援のための親教育の必要性、がそれである。

こうした親教育の政策的推進に向けたこうした法的整備は、その内容からも分かるように、「支援」あるいは「教育」という名のもと、家庭あるいは親に対する子育ての一次的責任と社会的機能を強調しており、親による愛情や、子どもに身につけさせるべき資質や性格が一律的に定め、また求めているのである。

## 2. データ

本稿では、親教育の政策的推進を主導している韓国の教育部、保健福祉部、女性家族部の3部署が制作した9種の親教育用テキストを分析の対象とする。第1章でも述べた通り、この3つの部署は韓国の政府部署の中で最も活発に親教育を推進している機関であり、それぞれ傘下の研究機関と実施機関を持っている。

本稿で用いる9種のテキストは、実際それぞれの機関が開発し、全国的に実施・公布した親教育プログラムに用いられているものであり<sup>8)</sup>、第1章の分類で述べた「生涯周期別親教育」に当たるものである。したがって、これらのテキストは、特定の家族形態・状況や階層の親を対象としたものではなく、全国のあらゆる階層・状況にいる親を対象にした全域的な性格<sup>9)</sup>を持つ代表的な資料であると位置づけることができる。

また、本稿で取り上げる9つのテキストは、2018年9月現在、該当する政府機関のホームページにおいて全国民に向けて公開されており、他の自治体による個別的親教育プログラムと比べてより代表性を持つものであると言える。以下の表3は、9つのテキストの開発先、テキストの分量(年齢別に区分されているテキストは乳幼児期に該当する分量)、親教育の必要性(問題設定)、目標、そして実施場所や計画をまとめたものである。

9つのテキストの中には、対象となる子どもの年齢が明示されず、全ての年齢の子どもの対象としたものがあるが、具体的な内容を見ると、前章の表2と同様に、乳・幼児期(0~5歳、又は就学前期)の子どもを持つ親を対象としている性格が強いと言える<sup>10)</sup>。また、子どもの年齢を限定した内容構成になっているテ

〈表3 資料の概要〉

|          | 教育部<br>2010     | 教育部<br>2012      | 教育部<br>2014a    | 教育部<br>2014b   | 教育部<br>2017                | 保健福祉部<br>2014               | 保健福祉部<br>2016               | 女性家族部<br>2017a      | 女性家族部<br>2017b                              |
|----------|-----------------|------------------|-----------------|----------------|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------------|---|
| テキスト名    | 学父母教育プログラム運営事例集 | 食卓教育マニユアル        | 学父母教育プログラム運営モデル | 学父母のための子女教育ガイド | 4次産業革命時代における子女教育のための学父母ガイド | 幸せな子供のための親の人性教育マニュアル        | クローバー学父母教育                  | 子どもの成長周期別養育情報       | 親教育マニュアル                                    |
| 開発先      | 教育科学技術部 学父母支援課  | ソウル大学学父母政策研究センター | 国家生涯教育振興院       | 国家生涯教育振興院      | 国家生涯教育振興院                  | 中央育児総合支援センター                | 中央育児総合支援センター                | 韓国商事青少年医学会&韓国精神健康財団 | 育児政策研究所                                     |
| 発行年      | 2010年           | 2012年            | 2014年           | 2014年          | 2017年                      | 2014年                       | 2016年                       | 2017年               | 2017  |
| 分量(乳幼児期) | 130ページ          | 64ページ            | 115ページ(48ページ)   | 346ページ(55ページ)  | 52ページ                      | 207ページ                      | 222ページ                      | 100ページ              | 1696ページ(268ページ)                             |
| 実施先      | ・全国の小中高         | ・全国の小中高          | ・全国学父母支援センター    | 記述なし           | 記述なし                       | ・全国の育児総合支援センター<br>・全国の公立保育園 | ・全国の育児総合支援センター<br>・全国の公立保育園 | 記述なし                | ・健康家庭支援センター<br>・多文化家庭支援センター<br>・青少年相談福祉センター |
| 実施計画     | 記述なし            | 記述なし             | 記述なし            | 記述なし           | 短期:2時間<br>長期:2時間×4回        | 1時間×8回                      | 2時間×8回                      | 記述なし                | 1時間×12回                                     |

キスト（教育部2014a, 2014b, 女性家族部2017b）の場合、本稿では乳・幼児期を扱った内容を分析の対象とすることで、取り上げるテキストを乳幼児期に関する内容に構成した。

3. 「父母教育」における主な課題群と内容

A. 11の課題群

まず、9つの父母教育テキストの中身を全体的に概観するために、各々のテキストにおいて取り上げられるテーマをもとに11の「課題群」としてカテゴリー化した。その分布をまとめたのが以下の表4である（単元の内容は後述する）。分類の際には、各テキストの単元を分析の最小単元（「コード化単位」としてコーディングを行った<sup>11)</sup>。

表4を見ると、9つのテキストにおいては、計158の単元が存在し、それらは11種類の課題群にまとめることができる<sup>12)</sup>。全体として最も多く扱われている課題群（テーマ）は「子どもとの対話法」であり<sup>13)</sup>、その次が「親の態度・親役割」と「家族生活・生活習慣」、そして「子どもの理解」の順になっていることが分かる。4番目に多い「人性教育」の課題は、2012年から2016年の間に集中しており、2017年の3つのテキストでは全く取り上げられていないことが特徴的である。

発行先ごとの特徴を見ると、全体的に教育部が発行しているテキストが単元の数が多く、扱っている範囲も広い。特に2014年の資料（教育部2014b）は単元の数が最も多く「職業・進路の指導」を除いた全ての課題群を扱っている。また、2017年のテキストにおいては、「職業・進路指導」と「その他の教育（IT, 性など）」も扱うようになってきていることが分かる（具体的な内容は後述する）。保健福祉部が発行するテキストは、部分的ではあるが教育部のテキストに類似した単元を含

んでいると言えるが、特に保健福祉部の2014年の資料は、内容の殆どが「親の態度・親役割」と「人性教育」に集中していることが特徴的である。最後に、女性家族部においては「子どもと遊び」の課題群が多く取り上げられているといった特徴が見受けられる。

B. 51種類の単元

次に、各課題群における単元の種類とその内容を見ていきたい。以下の内容は、各テキストにおける単元の内容と数を課題群ごとにまとめたものである。もちろん、同じカテゴリーに属する単元の中でも、資料によって記述方法を巡る細かい差は存在する。しかし、ここではその各単元が扱っているテーマや具体的な内容を基準とし、最終的に51種類の単元に分類している。以下では、各課題群において重要であると考えられる単元の内容について検討したい。

まず、全テキストの中で最も数が多かった「子どもとの対話法」群の中では、子どもとの会話の仕方や言葉遣いに関する内容の単元で構成されている。

最も多く見られた「共感・肯定型会話」では、子どもとの対話において、「権威的な姿勢をやめ、子どもの意見を傾聴し、理解し、積極的に受け入れる」会話が強調される。続く「論理・質問型会話」は、子どもとの会話において「論理的に説明し、一貫性を保ち、たくさん質問をなげかける」形式の会話を促すものである。両方とも、権威的で一方的な会話を積極的に否定しており、それを心理学や教育学の知見に基いて説明するケースも見られる。一方、「権威・訓練型会話」においては、子どもに対する無条件的な賞賛を避け、断固とした態度やその一貫性が求められており、上位二つの会話法とは反対の志向を見せている。

「親の態度・親役割」の課題群においては、心理学や精神医学に基づく心理・性格テストを用いて育児に関する親の感情や態度の再考を求める内容が目立つ。

〈表4 9つの父母教育テキストにおける課題群とその分布〉

|               | 教育部<br>2010 | 教育部<br>2012 | 教育部<br>2014a | 教育部<br>2014b | 教育部<br>2017 | 保・福祉部<br>2014 | 保・福祉部<br>2016 | 女・家部<br>2017a | 女・家部<br>2017b | 合計  |
|---------------|-------------|-------------|--------------|--------------|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----|
| 子供との対話法       | 1           | 3           | 2            | 5            | 2           | 2             | 3             | 2             | 3             | 23  |
| 親の態度・親役割      | 0           | 2           | 1            | 4            | 3           | 4             | 2             | 4             | 2             | 22  |
| 家族生活・生活習慣     | 0           | 2           | 2            | 4            | 5           | 0             | 5             | 3             | 1             | 22  |
| 子どもの理解        | 1           | 2           | 1            | 5            | 0           | 1             | 0             | 5             | 3             | 18  |
| 人性教育          | 0           | 3           | 3            | 2            | 0           | 5             | 3             | 0             | 0             | 16  |
| 学校教育の理解・参加・支援 | 2           | 0           | 4            | 4            | 1           | 0             | 0             | 0             | 4             | 15  |
| 学習指導          | 3           | 0           | 3            | 2            | 2           | 0             | 0             | 0             | 2             | 12  |
| 認知・頭脳・身体の発達   | 1           | 1           | 2            | 3            | 0           | 0             | 1             | 0             | 3             | 11  |
| 子どもの遊び        | 0           | 0           | 0            | 1            | 0           | 0             | 0             | 3             | 5             | 9   |
| 職業・進路の指導      | 1           | 0           | 0            | 0            | 5           | 0             | 0             | 0             | 0             | 6   |
| その他の教育        | 0           | 0           | 0            | 1            | 3           | 0             | 0             | 0             | 0             | 4   |
| 合計            | 9           | 13          | 18           | 31           | 21          | 12            | 14            | 17            | 23            | 158 |

この課題群では、「育児ストレス」に関する単元が最も多い。これらは、育児ストレスの測定・軽減法を扱う内容となっている。次の「民主的な態度」は、子どもに権威的な態度を取らず、対等な立場に立つ態度を促すものである。これは上述の「共感・肯定型会話」と同様の志向であると言える。さらに、「親の性格診断・自己分析」においては、心理学的性格分類テストが用いられ、親が自らの養育態度や性格を定型化し振り返ることが求められている。これは、上位の「育児ストレス」と同様の方法である。

「家族生活・生活習慣」の課題群においては、「家族愛・感謝・献身」に関する単元が最も多い反面、いわゆる「しつけ」に当たる記述は非常に限定的であることが特徴である。ここでは、家族に関するポジティブな思考（家族を愛し、親であることに感謝し、幸せだった家族を想起するなど）が求められる。しかし、ここではそうした規範的方法のみならず、レジリエンス論などの心理学的知見も引用されている。次に「家族時間の確保」においては、家族で過ごす時間の少なさが問題視しれ、家族時間の確保のために努力することが要請されているが、そのための詳細な方法が記述されているわけではない。また「TV・IT機器の使用と習慣」では、テレビやゲーム、その他のIT機器の長時間使用に注意を求め、親がそれらを制限する必要があることを強調する内容となっている。

「子どもの理解」の課題群では、子どもに関する知識を伝達する内容になっている。最も多かった「子どもの主体性・人権・個性」においては、子どもを独立的な存在として理解し、その人権と個性を受け入れることが求められている。ここでは、子どもへの過干渉を警戒し、それによるストレスを軽減させるといった目的が見受けられる。さらにこの課題群においては、子どもの成長段階における特徴が紹介され、子どもに対する親の愛情や、親子間の愛着（親密性）の構築がもたらす影響が発達心理学や児童心理学の立場から説明されるなど、科学的知見が幅広く用いられている。また、上述の「親の性格診断・自己分析」で見られた性格診断や心理テストが、子どもの性格診断に応用されていることも特徴的である。

「人性教育」の課題群に属する単元は、2015年から公布された「人性教育振興法」に充実に則った内容となっていることが特徴的である。特に目を引くのは「伝統文化の理解」に関する単元で、これらは伝統文化（主に儒教文化）を理解し、その規範を家族生活・子育てなどに取り入れることを奨励するものである。さらに

「伝統」を評価し、参照するという方法は、「人性教育」における他の単元（共生・礼儀・孝）においても積極的に用いられている。例えば「礼儀」に当たる単元では年齢に基づく序列を表す「長幼有序」の理念に基づく社会性を子どもに身につけさせることが奨励されている。その傾向は「孝」においてはより色濃く、子どもから親への敬いだけではなく、親→（子どもの）祖父母への敬い、ケアを実践することも求められている<sup>14)</sup>。

「学校教育の理解・参加・支援」に属する単元は、現状における教育制度（就学前教育を含める）を紹介するものが中心となっている。また、小学校での学校生活に対する親の支援（学校参加）も促されており、友達作りのサポートや学校側の行事や学則へのコミットメントを求められている。一方、2017年のテキストでは、「現状における教育問題」に当たる単元が目立つ。「教育部2017a」では、（過度な）早期教育がむしろ学習達成や認知発達に悪影響を与え得るという内容が登場し、「教育部2017b」でもOECDが発表している統計資料を用いて韓国社会の教育問題を紹介されるなど、現状における問題を述べている点の特徴的である。

「学習指導」の課題群では、「親による家庭内での学習」が一貫して重要視されている。ここで言う「学習」の範囲は（「教科別の学習指導法」の単元で顕著であるが）極めて細部に至る内容となっているのが特徴的である。国語・算数・英語科目における単元の構成や出題される試験問題の特徴、効果的学習法（ノートの作り方）まで言及されている。また、「成長段階別の学習法」、「性格診断と学習指導」においては、学習方法のみならず乳幼児期の子どもが持つ発達上の特性を理解すること、心理テストを用いて子どもの性格を類型化する内容となっている。「自己主導的学習」は、子どもに「言われなくても勝手に勉強をする」といった能動的な学習習慣を付けさせる方法が紹介されている。また、子どもの性格診断と同様の方法で、学習不振や学習障害、ADHDの自己診断方法（チェックシート）も載っている。

「認知・頭脳・身体の発達」の課題群では、学術的知見に基づいた内容を含む単元が殆どを占めており、脳科学や諸心理学分野の知見が多く参照されている。また、先述の「学習指導」と同様に発達に関する諸障害（発達障害、情緒障害、行動障害）に関わる知識や診断方法も紹介されている。こうした課題群において、親は専門的知識を習得すると共に、子どもの発達度合いや心理状況を自ら診断することが要求されている。

「子どもの遊び」に当たる単元は女性家族部のテキストにおいて重点的に取り上げられているものである。これは、上述の「認知・頭脳・身体の発達」と密接に関わっており、「遊び」が持つ発達上の重要性が強調される内容となっている。その上で、親が行える実践（学習上・発達上効果的な遊び方、おもちゃの選び方、言葉遣い）が紹介されている。また、数は少ないが「父親との遊び」が独立的に取り上げられているのも特徴的である。

「職業・進路の指導」の課題群は、先述の表 4 でも分かるように、教育部の2017年度テキスト<sup>15)</sup>に集中している。ここでは、2025年～2030年の社会を想定した社会構造や職業構造に関する展望が各種調査資料に基いて説明されている。そうした展望の中には求められる「人材像（能力）<sup>16)</sup>」が紹介されており、その育成のために親の役割が重要であるとされている。また、子どもの進路や職業に関する相談（専門家、親子間）の必要性も述べられている。

最後の課題群である「その他の教育」も上述と同様に教育部の2017年度テキストが殆どを占めている。ここでは、オンライン教育やソフトウェア（プログラミング）教育の重要性、社会情緒学習（既存の学力を前提にした学習とは異なる）が紹介されている。これらは、上述の「職業・進路の指導」における将来の展望と密接に関わっているものであり、職業教育としてIT教育が強調されている点に興味深い。また親による「性・安全」に関する教育も求められている（教育部 2014b）。

4. 内容を支える論理と各課題群の関係

前章で分類した51の単元の内容を見ていくと、親教育の主な内容を支える論理は大きく3つあると言える。親教育の内容を裏付ける3つの論理は、「科学的・専門的知識」、「母性愛・家族愛」、そして「親子の分化」である。

「科学的・専門的知識」に依拠した内容は、「専門知識は客観的であり信頼できる」という論理で各種スキルや手続きの信頼性を裏付けている。例えば、子どもの学習指導法や対話法に関する内容、子どもの発達に関する内容、心理テストや性格の自己診断は、教育学や心理学、そして脳科学や精神医学などの知見が全面的に引用されている。

他方、「母性愛・家族愛」に基づいた内容は、「親は子どもを愛し、家族はお互いに愛し合う（助け合う）べき」という論理、特に母親による母性を強調することによって、家庭（親）による養育・教育役割の強化を求める。例えば、親が行う家庭内での教育を通じて塾などの私費教育の機能を代替すること、また乳幼児期のケアに親が積極的に関わること、そして親に子育てや教育の一次的な責任があることを強調する内容は、親の、または家族の愛情を前提にした家族機能の向上を図っているのである。

そして「親と子の分化」は、「親と子どもは異なる立場に立つ存在である」とする論理であるが、この論理は「子どもへの過剰な期待や干渉を警戒し、自立を目指すべきである」とする内容と、「親が子どもをコントロール（牽引）すべきである」という論理を共に裏付けている。また、儒教文化に基づく子育て（人性教育）に関する内容も、基本的には親と子どもの分立という論理の上に成り立っている。こうした3つの論理が（各単元の内容を踏まえて）どの課題群に用いられているのかは、以下の表 7 のように表すことができる。

表 5 をみると、3つの論理は複数の課題群にまたがって用いられていることが分かる。特に、科学的・専門的知識の多さはここでも明らかである。それだけではなく、「子どもの理解」が典型であるように、3つの論理が全て含まれている課題群もあり、科学的・専門的知識、母性愛・家族愛、親子の分化という3つの論理は、親教育のテキストの中で重層的に用いられている。さらに、注意が必要なのは、どのテキストにおいても母性愛・家族愛、親子の分化の信憑性や妥当

(表 5 親教育の内容を支える 3 つの論理)

|               | 科学的・専門的知識 | 母性愛・家族愛 | 親子の分化 |
|---------------|-----------|---------|-------|
| 子供との対話法       | ○         | ○       | —     |
| 親の態度・親役割      | —         | ○       | —     |
| 家族生活・生活習慣     | —         | ○       | —     |
| 子どもの理解        | ○         | ○       | ○     |
| 人性教育          | —         | ○       | ○     |
| 学校教育の理解・参加・支援 | ○         | ○       | —     |
| 学習指導          | ○         | —       | —     |
| 認知・頭脳・身体の発達   | ○         | —       | —     |
| 子どもの遊び        | ○         | —       | —     |
| 職業・進路の指導      | ○         | —       | —     |
| その他の教育        | ○         | —       | —     |



性が十分に吟味されることなく、この「重層性」の中に組み込まれていることである。

こうした重層性を持つ韓国の親教育によって求められる親像は次のようなものである。①親は、子どもを育てる過程で生じるストレスや不安に関して、自らの性格や態度を客観的に捉え、感情的にならない、理性のある親像に近づくように努力する必要がある。だが、同時に、母性愛や家族愛に基づく感性あふれた育児が求められており、育児に関するストレスや不安も母性愛や家族愛を強める（意識する）ことで乗り越えるよう努力する必要がある。また、②子どもの教育達成や学習支援のためにノートの取り方や試験問題の出題傾向を把握し、家庭内で献身的に学習指導を行う必要があるが、同時に過干渉を避け、子どもの能動的な学習をも促し、子どもの自立心を育むために努めなければならない。そして、③親は子育てや子どもの教育全般において、子どもと同等の立場で、子どもの意見や感情に耳を傾け、議論し、協力し合うような平等な親である必要がある。しかし、子どもの人格形成や生活習慣については、子どもから尊敬されるよう努め、またその「尊敬」に基づいて子どもの言動をコントロールする権威を保つ必要もある。

### 結論：育てられ、達成される対象としての親

以上のように、子育てにおける親と家族の責任が強調される中、韓国社会で政策的に推進されている親教育は、互いに相反し得る論理に基づいて子育てと教育に関わる広範囲な領域と詳細な内容を扱っている。その中で受講者である親は、それぞれの論理に適した親像を内面化し、それぞれの課題（子育ての実践や問題）を乗り越えることを求められているのである。

こうした親教育の内容および論理は、次のように解釈することができる。すなわち、親役割を巡る韓国社会のコンセンサスが、①儒教分化に基づく伝統的な親（家族）観と②母性愛や家族愛に基づく近代家族的な親（家族）観、そして③科学的知見の信憑性や個人主義的な親（家族）観といった親（家族）観を全て内包した形で多層的な親観を形成しており、その上で親役割遂行能力の向上が目指されているのである。こうした性格は、「圧縮的近代化（장경섭 2009）」と呼ばれるような、過去一世紀の間に起こった産業構造の変化や人口学的変化（落合 2014）の経験と不可分な関係にあると考えられる。本稿で見られる親教育の特徴は、急激な社会変動の結果としての「現在」の中に存

在する「質的な圧縮性」<sup>17)</sup>、すなわち前近代的から後期近代を跨ぐ家族・親・子ども観の混在として位置づけることができる。

こうした社会構造の「質的な圧縮性」の上で進められる親教育政策は、以下のような問題点を有する<sup>18)</sup>。親教育を通じた親役割遂行能力や家族関係の向上は、自己責任論に基づく社会政策としての性格を色濃く表している。親教育は、圧縮的近代化に伴う「福祉国家」の後発国的状況<sup>19)</sup>の中で、「支援」や「教育」による個人の力量向上に頼る社会政策の一環として位置づけることができるだろう。

一方で、これほど広い範囲の内容と対象を定めながら3度の政権交代の中でも拡大しつつ実施されている現状の背後には、親を教育する（教育を受ける）ことに対する社会的容認とニーズがあると考えられる。その際に親が子育てに込める願望や期待は、親を教育し「支援」しようとする側が主に駆使する「材料」となっていると考えられる（Baez & Talburt 2008）。ただ、そうした親教育の受け手（のニーズ）に関してはさらなる調査・分析が伴われる必要がある。

「子どもにより良いことをしてあげたい」、「より良い資質や能力を持つ子どもに育てたい」、「より効果的な方法で子どもを育てたい」という親の期待や願望は、「より良い子育て＝より良い親」という認識に基づいており、それ故、親教育の内容や意図は妥当性を得ているのだろう。しかし、親教育によって伝授され、奨励される各種スキル・知識・態度の量（対象と内容の広さ）や質（内容の複雑さ）は、子どもを育てる親の願望や理想だけを肥大化させる恐れがある。特にその理想に辿り着くための実践法が親の自己診断、自己コントロール、自己変革といった再帰性に満ちたものであると、肥大化した理想の実現はもっぱら親の個人的・内面的努力に委ねられることになる。子育てを巡って親の経済的・時間的余力を確保するための社会的措置を欠いたまま行われる親への「教育」は、「既存の社会秩序を前提として、そこに個人を近づけるためのスキルの付与やハビトゥスの矯正といった介入（仁平 2015: 187）」に過ぎず、かえって、子どもを生むこと、子どもを育てることを困難にさせるだろう<sup>20)</sup>。

### 注

- 1) Aries (1980) は、低出産に伴って子どもの数が減少した近代社会では、親自らも子どもにより多くの時間と関心を注ぐことを望み、家族を「少数のエリート集団」とみなすようになったと指摘する (p. 647)。

- 2) 親教育に対する定義は多岐に渡る。代表的な定義としては「体系的・概念的に基礎づけられたプログラムによって親役割の側面について参加者の情報・意識・技能を伝えるよう意図されているもの」とするファイン (Fine 1980: 5-6) の定義が挙げられる。
- 3) 河野 (2000) によればアメリカにおけるインフォーマルな親教育の実践1815年から始まったとされる。以降、アメリカでは民間団体や自治体による無数の親教育プログラムが実施されている。本研究では、政府主導の親教育を対象にしているため、民間団体によるものは扱わない。
- 4) ドリームスタートは、0歳から12歳児童および家族 (貧困家庭・ひとり親家庭・虐待被害児童) を対象とした保健福祉部の事業である。ドリームスタートセンターで主要業務を担当実施しており、その中に親教育も含まれるが、自治体によって中心的に取り組んでいる事業が異なる点に留意が必要である。
- 5) 教育部の2015年度参加者数は、前半期に限る。また、保健福祉部は育児総合支援センター、女性家族部は健康家族支援センターの親教育事業 (女性家族部だと、家族教育事業) の参加者数である。
- 6) 全ての法案の条文は、韓国の「国家法令情報センター (<http://www.law.go.kr/>)」において確認することができる。なお、本稿における序文は全て2018年7月17日現在において最後に改正されたものである。
- 7) また、「幼児保育法施行規則」の第4条その2においては、保護者教育の内容に「家族倫理および礼節」と「家族の健康・栄養・安全等」が追記されており (1項)、2項では、保護者教育は「育児総合支援センター等の保育関連機関の集団教育またはインターネット講義などの方法で実施することができる」と記されている。
- 8) 召井 (2016) によれば実際に各政府部署によって行われている親教育プログラムの数はもっと多いが、その実施範囲やデータの入手可能性を踏まえ、本稿では9つのテキストを取り上げることにした。
- 9) 本田 (2017) も日本の家庭教育支援法を導入に関していくつかの懸念を指摘しているが、「全域性」はそのうちのひとつとして挙げられている。韓国の実施状況を見る限り、乳・幼児期を対象とする親教育に「全域性」が見られるのは明らかであると言える。
- 10) 教育部においては幼稚園や家庭教育を中心とした「就学前教育」が、保健福祉部は乳幼児の健康発達を中心とした保育園や家庭での「保育」が、女性家族部では母親の「子育て」あるいは家族福祉に関する内容がそれぞれ中心的テーマであり、一般的にこれらのテーマは「乳幼児期」に集中するものである。
- 11) テキストによっては、その構成上の特性がそれぞれ異なるため、一つの最小単位で扱う情報量や内容の範囲も異なる。例えば、最も分量の少ない「教育部2014a」と最も分量の多い「女性家族部2017b」では、同一の単位であっても内容の抽象度が著しく異なる。こうした場合 (特に抽象度の高い、範囲の広い内容の単位の場) は、具体的にその内容を検討することで、内容単位でカテゴリー化を行った。
- 12) こうした課題群の分布は、当然ながら「幼児期・就学前期」に限ったものである。子どもの年齢や成長段階に合わせてテキストで扱う課題の内容と分布は異なると考えられる。
- 13) 「対話法」への高い関心は、幼児期の子どもを持つ親たちのニーズと合致している。이미희他 (2015) の調査でも「子どもとの対話法」が「父母教育で最もしりたい内容」として挙げられている。

こうした対話法の強調は、裏を返せば育児に関する不安やストレスや心の余裕の無さによって、子どもに共感できず、子どもを否定したり、感情的な接し方をする親が問題とされていることを意味する。そして、そうした親の態度が最も表れやすい「現場」が親と子どもとの対話の場面であるだろう。

- 14) 保守政党の最も強力な支持者層は、60代以上の世代である。この世代に対するケアや福祉が重要な政策的課題であることは言うまでもないが、「親教育」あるいは「人性教育」における「孝」が「高齢者へのケア」と結びつくのは非常に興味深い。
- 15) 2017年版教育部のテキストは、他の資料と比べ非常に分析的かつ客観的な内容を多く含んでいる。このテキストでは、教育、職業、家族に関する統計資料が多く参照され、現状を理解し、将来を展望する内容となっている点で他のテキストとは区別される。
- 16) 興味深いのは、2017年テキストにおける「人性」の位置付けである。「教育部2017b」においては「人性資質 (Character Qualities)」という力量が将来社会において重要であるという記述が登場するが、ここで指す「人性」の項目は、「好奇心・主導性・一貫性 (挑戦心)・適応力・リーダーシップ・科学及び文化」となっているし、世界経済フォーラムの報告書が参照されている。
- 17) 日・中・韓・台の家族・ジェンダー意識を比較した尖戸 (2018) の研究では、同じ東アジア社会でも、韓国と台湾の著しい「圧縮性」が指摘されている。
- 18) 離婚や児童虐待などのように、子どもの福利や人権に直接関わるテーマは、別であると付言しておきたい。
- 19) 金 (2008) は、「形成・拡大・危機・再編」となる福祉国家形成の過程において、韓国の福祉国家化が持つ特徴は、「形成」と「再編」を同時に経験した「後発性」にあるとした。
- 20) 筒井 (2016) が指摘しているように、家族規範の強化による家族の解体という傾向は、本稿で取り上げた親教育によってさらに強まる恐れがある。「理想的な子育て」にまつわる条件が増えれば増えるほど、子育て、あるいは出産に懐疑的になる個人は今後も増えていくだろう。

## 引用文献

- Aries.P. 1980. "Two Successive Motivations for the Declining Birth Rate in the West." *Population and Development Review* 6 (4) : 645-650.
- Fine.M.J. *Handbook of Parent Education*. New York: Academic Press. 1980.
- 河野利津子 2000. 「親役割に関する研究 (V) —米国の乳幼児期を中心とした親教育の展開」『比治山大学短期大学部紀要』第35巻, pp. 1-11.
- 柳采延 2015. 「自己実現としての教育する母—韓国の高学歴専業主婦における子どもの教育」『家族社会学研究』第27巻, 第1号, pp. 7-19.
- 이재경 『가족의 이름으로: 한국 근대가족과 페미니즘』또하나의 문화, 2003.
- 이순영・민하영・권혜진・정윤주・한유진・최윤경・권기남 『부모교육』학지사, 2010.
- 相馬直子 2012. 「圧縮的な家族変化と子どもの平等—日韓比較を中心に考える」『人口問題研究』第68巻, 第3号, pp.85-104.

- 이명희·양애경·강신천·이수진 『부모의 자녀교육 지원을 위한 정책 연구』 교육과학기술부, 2013.
- 교육과학기술부 『학부모 지원 주요 업무 계획』 교육과학기술부, 2009.
- 곽병선, 2013 「박근혜정부 교육 비전과 과제」 2013년 안민포럼세미나 기조강연자료.
- 제18대대통령직인수위원회, 2013 「교육과학분과」 교육과학분과국정과제토론회.
- 김소영·송효진·신보영 『생애주기별 부모교육 활성화 방안 연구』 한국여성정책연구원, 2016.
- 김길숙·김지현·이혜민 『부모교육 프로그램 내용분석 및 활용방안』 육아정책연구소, 2016.
- 本田由紀・伊藤公雄 編著 『国家がなぜ家族に干渉するのか』 青弓社, 2017.
- ラヴェ・フリック 『質的研究入門—(人間の科学)のための方法論』 春秋社, 2000.
- 이미화 외 『부모교육 제도화를 위한 시스템 구축 및 표준교육과정 개발』 경제인문사회연구회, 2015.
- 장경섭 『가족·생애·정치경제—압축적 근대성의 미시적 기초』 창비, 2009.
- 落合恵美子 2014. 「近代世界の転換と家族変動の論理—アジアとヨーロッパ」 『社会学評論』 第64卷, 第4号, pp. 533-552.
- 宍戸邦章 2018. 「東アジアにおける家族主義と個人化—EASS 2006 家族モジュールに基づく日韓中台の比較」 『家族社会学研究』 第30卷, 第1号, pp.121-134.
- Baez.B., Talburt.S. 2008. "Governing for Responsibility and with Love: Parents and Children between Home and School" *Educational Theory* 58 (1) : 25-43.
- 金成垣 『後発福祉国家論—比較のなかの韓国とアジア』 東京大学出版会, 2008.
- Esping-Andersen.G. 2002. "A Child-Centered Social Investment Strategy", G., Esping-Andersen, eds., *Why We Need a New Welfare State*, Oxford: Oxford University Press.
- 仁平典宏, 2015 「〈教育〉化する社会保障と社会的排除—ワークフェア・人的資本・統治性」 『教育社会学研究』 第96卷, pp. 175-196.
- 筒井淳也, 2016 『結婚と家族のこれから—共働き社会の限界』 光文社新書.

(指導教員 本田由紀教授)